

## 名倉川漁業協同組合内共第 1 1 号、第 1 2 号及び第 1 3 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：名倉川漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県豊田市稲武町タヒラ 1 番の 4 番地

漁業権の免許番号：内共第 11 号、第 12 号及び第 13 号

対象となる漁場：内共第 1 1 号、第 1 2 号及び第 1 3 号第 5 種共同漁業権に係る漁場

### 1 遊漁についての制限の範囲

#### (1) キャッチアンドリリース区間の設置

①次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
あゆ、あまご、にじます、こい、ふな及びうなぎ	段戸川 豊田市田津原町の溪流荘前から坪崎町と連谷町の境まで	解禁の日から 9月30日まで

②(2)-①の規定にかかわらず、①に規定する区域内においては、竿釣（ルアー釣及び毛鉤釣に限る。）によってする場合を除き遊漁してはならない。

#### (2) 漁具、漁法の制限

①この漁場の区域内においては、竿釣、投網、旋刺網（地方名称（ちんから）又は(まき網)という。）及び引掛け以外の方法で遊漁してはならない。

②次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	網の全長 4メートル以下 網目の大きさ 1.5センチメートル以上
旋 刺 網	網の全長 20メートル以下 網目の大きさ 1.5センチメートル以上

③漁場区域内におけるあゆの遊漁については、(3)-①の規定によるあゆについての解禁の日から 8 月 1 0 日までは、竿釣によってする場合を除き遊漁してはならない。

④あまご、にじます、こい、ふな、うぐい及びうなぎについては、竿釣によってする場合を除き遊漁してはならない。

⑤引掛けによる遊漁は、あゆに限るものとする。

⑥次に掲げる漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ(セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。)
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃(発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの)

### (3) 遊漁期間

①次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表する日から12月31日までの期間
あまご	2月1日以降で組合が定めて公表する日から9月30日までの期間
にじます、こい、ふな、うぐい及びびうなぎ (以下、「雑魚」という。)	2月1日から9月30日までの期間

②①の公表は、組合事務所及び組合が指定する遊漁承認証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

### (4) 全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あまご	15センチメートル
にじます	15センチメートル
こい	20センチメートル
ふな	6センチメートル
うなぎ	20センチメートル

## 2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、①の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは①に掲げる額の二分の一に相当する額とする。(2) のなお書きに規定する方法により納付するときは、あゆについては1,000円、あまご及び雑魚については500円を加算した額とする。

#### ①竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期間		遊漁料
		日数	期間	
あゆ	竿釣	1日	解禁の日から9月15日までの期間	2,000円
		1日	9月16日から12月31日までの期間	1,000円
		1年	解禁の日から12月31日までの期間	12,000円
あまご及び 雑魚	竿釣	1日	解禁の日から9月30日までの期間	1,000円
		1年		5,000円

#### ②その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	投網、旋刺網、引掛け	1日	4,000円

(2) 遊漁料は、組合の指定する遊漁承認証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、投網、旋刺網及び引掛けの遊漁料は当組合事務所において納付しなければならない。なお、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(3) (2) に規定する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁承認証取扱所に「遊漁承認証取扱所」の標札を掲げるものとする。

### 3 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、別記 1 による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

(2) 遊漁承認証の交付は、2 - (2) に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

### 4 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、川底を攪拌してはならない。

(5) 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

### 5 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、別記 2 による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

### 6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

### 7 遊漁規則の施行の日

令和 6 年 1 月 1 日

○別記 1

遊漁承認証（年券）

1. 発券番号
2. 発券年（年度）
3. 発行漁業協同組合名
4. 魚種
5. 使用者の住所及び氏名
6. 使用者の生年月日又は年齢
7. 使用者写真貼付欄
8. 注意事項

遊漁承認証（日券）

1. 発券番号
2. 使用年月日
3. 魚種
4. 漁具・漁法
5. 遊漁料
6. 使用者の氏名
7. 発行者名称
8. 発行者印
9. 注意事項

○別記 2

表

漁場監視員証	
No.	
発行年月日	年 月 日
下記の者は当組合の監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
	写 真
発行者	名倉川漁業協同組合 印

裏

注意事項	
1. 本証は他人に貸与し又は譲渡してはいけません。	
2. 監視員を辞めた場合組合に返納してください。	
3. 遊漁者に接する場合は本証をまず見せてから、 穏やかに話をしてください。	
4. 漁場監視の場合は本証を携帯してください。	
5. 本証を紛失した時は直ちに組合へ報告してください。	